

# 特定建設作業及び指定建設作業に係る基準

## 【作業の種類及び規制基準】

(作業を開始した日に終わる場合は、特定建設作業・指定建設作業には該当しない。当該建設作業の行われる場所の周辺の生活環境を、著しく損なうことのない場合はこの基準は通用しない。) 単位: デンベル

種類		届出	くい打設作業	びょう打等作業	破碎作業	掘削作業	空気圧縮機を使用する作業	締固め作業	コンクリートプラント等及びコンクリート搬入作業	はつり作業及びコンクリート仕上げ作業	建設物の解体・破壊作業
騒音	特定建設作業(法律)	(作業の届出必要)	くい打機(もんげんを除く。) くい抜き機又はくい打機(圧入式くい打機を除く。) を使用する作業(くい打機をアースオーガと併用する作業を除く。)	びょう打機を使用する作業	さく岩機を使用する作業( 2)	バックホウ(原動機の定格出力が80キロワット以上)、トラクターショベル(原動機の定格出力が70キロワット以上)、ブルドーザー(原動機の定格出力が40キロワット以上)を使用する作業(低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く。)( 1)	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)		コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。) を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)		
	基準値		85								85
	指定建設作業(条例)	届出不要	穿孔機を使用するくい打設作業	インパクトレンチを使用する作業	コンクリートカッターを使用する作業( 2)	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(法の対象作業を除く。)( 2)		振動ローラ、タイヤローラ、ロードローラ、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業( 2)	コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業	原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業(さく岩機を使用する作業を除く。)	動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は、破壊する作業( 3)
	基準値		80					80			85
振動	特定建設作業(法律)	(作業の届出必要)	くい打機(もんげん及び圧入式くい打機を除く。) くい抜き機(油圧式くい抜き機を除く。) 又はくい打機(圧入式くい打機を除く。) を使用する作業		ブレーカ(手持ち式のものを除く。) を使用する作業( 2)						鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	基準値		75								75
	指定建設作業(条例)	届出不要	圧入式くい打機、油圧式くい抜き機を使用する作業又は穿孔機を使用するくい打設作業		ブレーカ以外のさく岩機を使用する作業( 2)	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業( 2)	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作用を除く。)	振動ローラ、タイヤローラ、ロードローラ、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業( 2)			動力、火薬を使用して建設物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業( 3)
	基準値		70			65	70		75		

## 【作業時間等の制限】

作業時間	1号区域	午前7時～午後7時	【コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 : 午前7時～午後9時(※4)】	適用除外項目	適用除外の要件
	2号区域	午前6時～午後10時	【コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 : 午前6時～午後11時(※4)】		
1日における延長作業時間	1号区域	10 時間 以内			
	2号区域	14 時間 以内			
同一場所における連続作業時間	1号区域	6 日 以内			
	2号区域				
作業日	1号区域	日曜日その他の休日を除く日			
	2号区域				

- (注) 1 1 低騒音型建設機械は東京都環境局ホームページ(<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>)に掲載されている。  
 2 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。  
 3 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。  
 4 道路交通法に規定する交通規制が行われている場合に、騒音のみ適用。
- 2 (1) 1号区域……第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域及び工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の区域。  
 (2) 2号区域……工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域。
- 3 夜間・日祝祭日の工事は特に静穏を保持する必要がある時間帯として、できる限り騒音・振動を発生させる建設作業は行わないこと。  
 4 基準の適用場所は、建設作業が行われている敷地境界線。